

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年八月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年二月九日

指令川建セ第〇七〇一八〇号

二 検査済証番号

令和八年八月十二日

川建セ第〇八〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字東耕地二十二番五、二十二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷九百四十九番地五 ヴィヴレ一〇一号

寒川 貴之